水産政策審議会資源管理分科会 第1回資源管理手法検討部会 議事録

水產庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会資源管理分科会 第1回資源管理手法検討部会 議事次第

日 時:令和3年4月26日(月)10:30~11:30

場 所:フクラシア丸の内オアゾ

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 部会の組織に関する事項 部会長の選任及び部会長代理の指名について
 - (2)説明事項今後のスケジュールについて
 - (3) 今後の部会の運営に関する事項
 - ①部会で調査審議する内容について
 - ②参考人の選定方法及び推薦依頼について
 - (4) その他
- 3 閉 会

○資源管理推進室長 皆さん、おはようございます。それでは、予定の時刻となりました ので、ただいまから第1回資源管理手法検討部会を開催させていただきます。

御承知のとおり、新漁業法に基づく新たな資源管理システムにおきましては、科学的な資源評価の結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量、MSYの達成を目標として数量管理を基本とすることとしております。この中で令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理することを目指しているところでございます。

新たなTAC魚種の拡大に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める、 としておりまして、今後の資源管理の検討を行っていくための第一段階として、3月23日 の水産政策審議会資源管理分科会において当部会が設置され、新漁業法に基づく資源管理 措置の円滑な実施について議論することとされたところでございます。

本日は、その第1回目の会合ということでございます。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、部会の定足数は過半数とされております。本日は資源管理手法検討部会委員3名中3名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理手法検討部会は成立していることを御報告いたします。

なお、本日は初めての部会でございますので、委員の皆様の互選による部会長の選任ま での間、私、資源管理推進室長の魚谷が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよ ろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、水産庁資源管理部長の藤田から御挨拶を申し上げます。 〇資源管理部長 皆さん、おはようございます。本日は資源管理手法検討部会に御参加を いただきまして、ありがとうございます。

今、魚谷の方から申し上げましたように、この資源管理手法検討部会、これまでTACを対象としていない皆様方に今後の資源管理についてしっかり議論をするに当たりまして、交通整理をして、ステークホルダー会合におきまして速やかに議論ができるようにということで、あらかじめ有識者の皆様方、あるいは関係する地域の漁業関係者の代表者、あるいはその地域でしっかり資源を見ておられる方に前段階でしっかり意見交換をさせていただいて、ステークホルダー会合におきまして前向きな議論ができるようにということで、この部会を設けさせていただいたということでございます。

今年、御承知のように、公表を予定しております資源評価の対象の資源が大変多うございますので、委員の皆様方には大変お時間というか、御苦労をおかけすると思いますけれども、水産政策の改革の中で一丁目一番地の資源管理の話でございます。多少しんどい部

分があると思いますけれども、我々の方もしっかり向き合って努力をいたしたいと思って おります。そういった意味で御指導、御協力を賜れればと思いますので、今後ともよろし くお願いいたします。

○資源管理推進室長 続きまして、事務的な御連絡をいたします。

委員の皆様方、御発言する際には挙手をいただいて、マイクの方をお持ちしますので、 マイクを用いて御発言をお願いいたします。

続きまして、机上の配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第がございまして、その次に資料一覧、あとそれに続いて資料一覧に記載の資料 1、資料2、資料3のセット、さらに参考資料1というものでございます。

資料は以上となりますけれども、漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、進めさせていただきます。

報道関係、カメラ撮りされる方がいれば、ここまでとさせていただきますので、撮影の みの方は御退席いただければと思います。

それでは最初に、改めてということになりますけれども、出席者の御紹介をいたします。 まず委員の方々から、川辺委員でございます。

- ○川辺委員 川辺でございます。よろしくお願いいたします。
- ○資源管理推進室長 田中委員でございます。
- ○田中委員 田中でございます。よろしくお願いします。
- ○資源管理推進室長 山川委員でございます。
- ○山川委員 山川です。よろしくお願いいたします。
- ○資源管理推進室長 それでは、事務局サイドということになりますけれども、資源管理 部長の藤田でございます。
- ○資源管理部長 よろしくお願いします。
- ○資源管理推進室長 最後に私、資源管理推進室長の魚谷でございます。

それでは、続きまして、今回は新たな部会ということでございますので、まずこの部会の概要について御説明をさせていただきます。

先ほど部長の藤田の方からの挨拶でもございましたけれども、こちらの部会の経緯、背景等につきまして御説明をいたします。

この部会について、資源管理分科会で最初に御紹介というか、言及いたしましたのは昨年秋の分科会であったと思います。その際に、資源管理のロードマップの説明、あと資源

管理基本方針の案についての諮問等をさせていただいたわけですけれども、その中で、今後、TAC魚種の拡大をやっていく中で、この検討の対象になる魚種については、定置網等で多く――まあ、沿岸漁業ですね――で多く漁獲されるものを含んでいて、数量管理の導入に当たっては想定外の来遊による漁獲の積み上がり等への対応、あるいは漁獲量データの収集体制の整備といった課題について検討を行う必要があると。そういう中で、現場の漁業者の意見を十分に聞き、必要な意見交換を行うこととするということでございます。

このために専門家、漁業者も参加した部会を設置して、資源評価結果、あるいは水産庁が検討している内容を報告して、水産資源の特性、採捕の実態、現場の意見等を踏まえて 論点、意見の整理を行うという趣旨でございます。

この整理を踏まえてステークホルダー会合、資源管理方針に関する検討会を開催するということでございますので、ステークホルダー会合での議論を効率的に行うための事前の 課題、論点の整理を、この部会でやっていただくということでございます。

資源管理基本方針の本則においても、第8の1の(2)というところで、「資源管理の方針の検討に当たり、事前に新たな資源管理手法に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする」という規定がございます。これを受けまして、3月23日の資源管理分科会の方でこの部会の設置の決定をいただいたところでございまして、この資料1のセットに委員の構成、あとこの部会の設置についての決定、あと資料1-3として部会の運営規則という形で3月23日の分科会で決定がなされたということでございます。

このような枠組みの中で委員の先生方に御審議をいただくこととなりますので、よろし くお願いいたします。

続きまして、議事の(1)の「部会の組織に関する事項」に移りたいと思います。 まず部会長の選任ということでございます。

部会長の選任につきましては、水産政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、委員の皆様の互選によるということになっております。自薦・他薦を問わず、委員の皆様の御提案をお願いいたします。

では、山川委員お願いします。

- ○山川委員 資源評価とか資源管理に造詣の深い田中委員にお願いできればと思いますが、 いかがでしょうか。
- ○資源管理推進室長 ただいま山川委員から、田中委員を部会長にという御提案がありま

したが、いかがでしょうか。

- ○川辺委員 結構です。異議なしでございます。
- ○資源管理推進室長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、田中委員に部会長に御就任いただき、ここからの議事は田中部会長に引き継ぎたいと思います。田中委員におかれましては部会長の席にお移りいただき、議事の進行をお願いいたします。
- ○田中部会長 シナリオには、ここで挨拶と書いてあるんだけれども、挨拶は要らないと 思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

水産政策審議会令第6条第5項には、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する 委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されてい ます。私からは、川辺委員に資源管理手法検討部会の会長代理をお願いしたいと思います ので、川辺委員よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、これで部会の体制が決まりましたので、「説明事項」に移りたいと思います。 本日は説明事項が1件ございまして、今後のスケジュールについて事務局から説明をよ ろしくお願いいたします。

- 〇資源管理推進室長 それでは、資料 2-1 を御覧いただければと思います。こちらは、 3 月23日の資源管理分科会でもお示しした「T A C 魚種拡大に向けたスケジュール」とい 5 ものでございます。
- 3月23日時点にお示ししたものから、細部について修正している部分がありますけれど も、大きなところに変更はございません。

こちらについては、今後、TAC魚種拡大に向けて検討していく予定の候補の魚種、検討対象の魚種を資源ごとに、どういうタイミングで資源評価結果が公表されて、検討を進めていくかというスケジュールを、この系群ごとに、資源ごとにお示ししたものでございます。

分科会でも御説明しましたけれども、それぞれこの矢印の左端が、基本的なところで、 資源評価結果の公表でございますし、一番右端が水産庁として想定している、議論を収束 させて結論を得るタイミングということでございます。

ただし、この具体的な進め方、一応、この矢印の中にそれぞれ公表のタイミングですとか、あるいは赤の文字で検討部会の部会の開催のタイミング、あるいはその後のステーク

ホルダー会合のタイミングを記載しておりますけれども、こちらについては、まあ、「仮置き」と言うと語弊はあるかもしれませんけれども、現時点で想定しているものでございまして、前後する可能性というのはあるということでお考えいただければと思いますし、最終的な結論に至るタイミングにつきましても、この破線で示しているところで、議論の進捗によって延びるものもあれば、若干前倒しで終わるものもあり得るという形でございます。

ということで、今後、これらの資源について、順次、この検討部会で、資源評価結果の公表を受けて、議論をしていただくということでございますけれども、資源の数です。今年度中でもこの検討部会、開催をする予定のものは15資源ございまして、来年度19資源ということでかなり多い資源を対象にして議論していくというところがお分かりになると思います。

続きまして、裏の資料2-2でございます。

こちらは、この進め方、スケジュールについて、それぞれ資源ごとに、ではどういう形で進めていくのかというところをお示ししたものでございまして、この部会においては、参考人の方を選定して、参考人の方に御出席いただいて、御意見なりをお伺いする、あるいは議論をするという形を考えてございます。そういう中で、この開催に至るまでにどういう手続で進めるかというところでございます。

上の四角の中の2つ目のポツを見ていただければと思うんですけれども、資源評価結果が公表される四半期の前の四半期の末日までに漁業関係団体、あるいは都道府県の方から参考人の推薦を受けて、参考人の選定を行いたいということでございます。そのために、今回の部会で参考人の推薦依頼を行うことを決定する、と書いてございます。この内容については、後ほど議題(3)の②の方で御審議いただく予定としておりますけれども、そういったタイミングで参考人の推薦・選定を進めるということでございます。

資源評価結果の公表を受けて、参考人の方から意見書面の提出、あるいは然るべき者から意見表明の提出とございます。こちらは、運営規則の中で、参考人を選定するというのがございますけれども、それ以外にも意見表明したいという方からの意見を聞くというような規定もございます。そういったものを受けて、意見表明の提出というのも、もしあれば頂くという形を考えてございます。

その後、こういった準備を受けまして、部会の方を開催するということでございますが、 資源評価結果の公表後、水政審のタイミング等とも調整しながらということでございます。 それで、先ほどの資料 2-1 では検討部会 1 回開催でと、ステークホルダー会合に向けた事前の整理ということでございますので、資料 2-1 では 1 回だけ開催するという想定で書かれておりますけれども、必要があれば複数開催というのも可能性として排除はしていないということで、「必要に応じ、複数回開催」と書いてございます。この部会での方向性の取りまとめを受けて、その後、より幅広い関係者の方に御参加いただいて検討するステークホルダー会合の方に移っていくと、そういうスケジュールで進めていきたいという考え方でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○田中部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございましたら発言をよろしくお願いい たします。

川辺委員どうぞ。

- ○川辺委員 御説明ありがとうございました。
- 二、三質問させていただきたいんですけれども、資料2-1でスケジュールとして、カチクチイワシ、ブリ、ウルメイワシというふうにずっと並んでいるわけなんですけれども、この魚種をTACの対象とするということはもう決定なんでしょうか。今さらですけれども。
- ○資源管理推進室長 少なくとも水産庁としては、新しい漁業法の中に、TAC管理が資源管理の基本です、と書いてある中で、ここに挙げている資源についてはTAC管理するに向けての、まあ、一定レベル以上の資源評価ができるということで、少なくとも水産庁としてはTAC化するという方針で議論を進めていきたいということでございます。
- ○川辺委員 分かりました。

それで、その中でちょっと気になっているのが、例えば種苗放流するような魚種とかについても見ていくことも考えておられるんでしょうか。沿岸で獲られているような、例えばヒラメとかタイとかカレイとかについては種苗放流をしている県も多いかと思うのんです。この話というのはどのように関連するのかよく分からなかったので教えていただければと思いました。

○資源管理推進室長 この資源管理の中で種苗放流をどう扱うかということですけれども、 ここに挙がっている魚種の中で、それぞれ種苗放流どれぐらいやられているかというのは、 挙げられたヒラメですとかマダイですとかであれば、かなり精力的にやられているという ところもあるかと思います。そういったものについては、その資源評価の中で、あるいは 管理の中でどう扱うかというのも含めて議論なり整理をするということだというふうに理 解をしております。

- ○川辺委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○田中部会長 よろしいでしょうか。
- ○川辺委員 そうですね、もう1つ。このステークホルダー会合の前段階としてのこの部 会の運営の仕方というのが、まだよく分かっていないんですけれども、これはおいおい出 てくるお話なのかなと思っていいでしょうか。
- ○資源管理推進室長 部会における議論の進め方は、議題の(3)の方でお示しすること としているところでございます。

一方で、これまで新しいやり方でのTACに移行してきた既存のTAC魚種については、それなりの長い期間、TAC管理してきた実績があるということで、資源評価をMSY方式に変えたものをベースに、いきなり――まあ、いきなりというか、ステークホルダー会合に即入っていったわけですけれども、新しい魚種については、これまでそういう数量管理の経験がないような魚種ということになりますので、そういう管理、幅広い参加を得た検討に入る前に、課題なり問題点なりがどこにあるのかというのをきちんと把握して、ある程度の方向性、こういう方向で検討しましょうというところを定めた上でステークホルダー会合に入っていくと。そうした方が、ステークホルダー会合へ入ってから、いろいろな手戻りがあったりとか、そういうことがないように、まず大きな課題については特定、洗い出しをして、方向性をある程度お示しした上でステークホルダー会合の方に入っていきましょうという、そういう趣旨だと御理解いただければと思います。

- ○川辺委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○田中部会長 恐らく今まではステークホルダー会議、ぶっつけ本番で出していたんだと 思います。そうすると、現場からいろいろな意見が噴出して、紛糾するんです。だから、 事前にあらかじめ重要な点についてはここで審議してからパブリックに出そうというのが 趣旨だと思いますけれども。

ほかに質問はよろしいでしょうか。

では特になければ、次の事項に移りたいと思います。

「今後の部会の運営に関する事項」として、部会で調査審議する内容について議論いたします。

まず事務局から、議論の土台となる提案について説明をよろしくお願いいたします。 〇資源管理推進室長 それでは、資料3-1を御覧ください。

「資源管理手法検討部会における議論の進め方」ということのタイトルの資料でございます。

まず1の審議事項でございます。

こちらは、運営規則第1条に書いてある文言ほとんどそのままなんですけれども、水産 資源ごとに、新漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関し、調査審議するという形 です。

2の議論の進め方ということで、こちらで具体的な進め方の案というか、考え方でございます。

まず(1)で、水産資源ごとに、資源評価結果について、研究機関からの説明を聴取するとともに、科学的な検討に関する質疑を行うということが、第1点目としてございます。続きまして、(2)。①から⑧まで書いてございますけれども、これらの検討事項につきまして、水産庁から基本的な考え方に関する説明を聴取した後、参考人からヒアリングを行い、これらを踏まえて検討を行う。このほか、必要に応じ、然るべき者からの意見表明についても検討することとするとございます。

それで、その検討事項として①から⑧までございます。それぞれ御説明させていただきますけれども、まず①として、検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認ということでございます。これ、数量管理するには漁獲量の把握というのが必要になりますので、これの収集体制がどうなるのかということをまず確認するということでございます。

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項、ということでございます。これは、目標、基本的には漁業法に基づいてMSY方式のもので目標管理基準値、限界管理基準値を定める。あるいは、それができないものについては、その他の目標というものもございますけれども、そういった導入に当たって考慮すべき事項というものを確認する、検討するということでございます。

③として、検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項と ございます。こちら、これまでの資源、漁獲シナリオについては通常の基本パターンの方 をまず研究機関の方から御提示いただいて、その後、ステークホルダー会合での参加者の 皆さんからの御意見を踏まえて新たな試算、代替シナリオの検討というのもやってきたわ けですけれども、もし仮に、事前にこういう形のシナリオも検討した方がいいというよう なものがあれば、そういった選択肢をあらかじめ考えておくというのは重要なことではな いかというふうに考えております。

④として、数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向ということでございます。こちら、前回の資源管理分科会でも、混獲、混じりで獲られるような魚種の管理どうするんだというような御意見もございました。そういったことについて、当然、魚種によって状況は異なると思いますけれども、そういう課題なり課題への対応方向についてを検討するということでございます。

続きまして、⑤数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)とございます。こちらは、TAC管理した場合に、それ以外の自主的な取組等、要はTAC以外の方法でやっていくべき取組が恐らくあるというふうに思いますので、そういったものについてどういうものがあるかというところを検討するというものでございます。

- ⑥として、予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討ということで、こちら広く、どの辺りの地域なり、漁業種類なりがステークホルダーになるのかというところも検討するということでございます。
- ⑦として、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項ということでございます。 これは、ほかの①から⑥までとも関わると思いますけれども、ステークホルダー会合で、 ここはきちんと関係者に説明すべきという重要な事項があれば、それを特定しておくとい うことでございます。
- ⑧として、管理対象とする範囲ということでございまして、大臣管理区分、都道府県とその漁業種類ということで、どういったところが管理対象になるのかというところでございます。こちら、※印で書いてございますけれども、議論を円滑に進めるため、参考人として選定した方に対しては、事前に、これらの事項に関する意見を書面で出していただくということを依頼することができることとする、ということを書いてございます。
- (3)として、この(2)の検討を踏まえて、委員・特別委員・参考人で総合討論を行いまして、ステークホルダー会合での議論に向けた論点、意見の整理を行うということでございます。

こちら、部会の結果については分科会の方に報告して、そちらで議決をするという形で の運営規則になっております。ですので、こちらの部会の会合でこの論点、意見の整理を していただいたものについては、おそらく、事務局の方で取りまとめの文書の案を作成し て、部会の委員の皆様に御確認していただいた上で、次のタイミングの分科会の方に報告 をするという形になろうかと思います。

私からの説明は以上でございます。

○田中部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か質問、御意見がございましたら、発言をよろしくお 願いいたします。

山川委員どうぞ。

○山川委員 水産資源ごとに議論を進めていくということですので、個別にこれらのスケジュールに沿って資源ごとに議論が進められていくことになるのでしょうが、漁業種類という切り口についても1審議していくべきではないかなという気がいたします。

というのは、先ほども冒頭で魚谷室長から御説明がありましたように、例えば定置網のような多魚種を対象とした待ち受け型の漁業の管理では、魚種別の管理の組み合わせでは非常に管理が複雑になって難しい点が多々出てくるだろうということがあります。資料中の、議論の進め方のところに、(2)の④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向、とか、⑤数量管理以外の資源管理措置の内容、とか、あるいは⑧管理対象とする範囲、といった項目が含まれていますので、それぞれの資源の中でこれらのことを審議していけば、おのずとそれぞれの漁業種類の特徴を踏まえた管理としてどうあるべきかという議論にもなっていくだろうとは思いますが。

TAC魚種をどんどん増やしていった場合に、TACの運用をどういうふうにしていくのか。例えば、現状では都道府県知事管理枠の中で、クロマグロ以外の資源については、漁獲量の少ない都道府県については「現行水準」という管理をするとなっているわけです。「現行水準」という規定は、現在のところ、現行水準の漁獲量を超えないようにという意味合いですが、例えばそれに替えて何か、努力量管理的なことを導入したりとか、漁業種類ごとに柔軟な運用を可能にするようなやり方はないのかとかいったことも、できれば議論していくべきではないかと考えます。漁業種類別で、特に管理上、いろいろな課題が出てきそうな漁業種類については――まあ、魚種別という視点もいいんですけれども、統一的に何か議論してみてはと思いますが、いかがでしょうか。

- ○田中部会長 重要な点だと思いますけれども、底びきも同じだと思うんですが、魚谷室 長どうですか。
- ○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

こちらのスケジュール全体は、正に資源評価のスケジュールに合わせて作っていると、

そこをスタート地点に作っているということで、魚種ごとに進めていきますという形になっております。

一方で、その漁業種類、漁法の特性に応じた検討なり取りまとめというのは確かに重要な点だと思います。そういう中で、例えば、定置と底びきのお話がございました。例えば定置に関して言いますと、今後の魚種ごとに見ると、ブリの評価結果が今年度の第4四半期に公表されるということになっております。ブリの管理ということを考えると、当然、定置をどう管理するのかというようなところは考えなくてはいけないということで、これに向けて、ブリだけではなくて定置の漁法特性に応じてどう管理するのか、あるいは管理の柔軟性を持たせるのかというのは、この時点では漁法に着目した考え方というのはまとめておく必要があると思いますし、そうすることによって、その後の定置で漁獲されるような魚種の管理にも適用できるということになろうかと思いますので、そういった形で、基本は魚種ごとのスケジュールに合わせてということですけれども、そこに関係する漁業種類、漁法に応じて、その漁法ごとの考え方というのも整理をしながら進めていきたいと思います。

当然、これ種類が増えれば増えるほど管理のやり方は複雑化するということになろうと 思いますので、そういったものを最初のできるだけ早い時点でいろいろな管理上のオプションを検討しておくというところが重要、その後の議論にもつながるというふうに思って おります。

以上でございます。

- ○田中部会長 よろしいでしょうか。
- ○山川委員 はい。
- ○田中部会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。どうぞ、川辺委員。
- ○川辺委員 ありがとうございます。

今、山川委員がおっしゃられた点、すごく重要だなと思って伺っているんですけれども。 おそらくこの部会でも、やっぱり生産者の方たちは、その生産方法に応じて、今の定置 網とか底びきとかというふうな形で、それをどういうふうに管理していけばいいのかとい うところが一番話題になるんじゃないかなというふうに思っています。そういったことに ついてヒアリングをして整理するというこの進め方も納得しているんですけれども、ちょ っとよく分からなかった点が1つありまして、ヒアリングをして、それから資料3-1、 議論の進め方として、2番目に(2)としてヒアリングをすると。(3)に、その検討を 踏まえて総合討論を行って、また更に論点及び意見の整理を行うというふうになっている んですけれども、これは何か2回行うということなんでしょうか。それとも、もうその1 回で全てこれを済ませてしまってというお感じなんでしょうか。

- ○田中部会長 どうぞ。
- ○資源管理推進室長 私たちの想定としては、1回の会議でまとめられるように進めたいという形で考えているところでございます。
- ○田中部会長 よろしいですか。(2)は事前に説明されるということですか。
- ○資源管理推進室長 (2)については、水産庁から基本的な考え方に関する説明を行うということになっています。これについては、参考人の方のいろいろな重要と思われる課題等についてはあらかじめ書面で頂きますので、それに対して水産庁としてこういう対応を考えておりますというような、完全な結論ではないかもしれませんけれども、方向性についてはお示しをした上で、改めてヒアリングをして、その方向性で合っているのかどうかとか、そういったところをその場で、この部会の中で議論して、最終的に(3)の方で論点、意見の整理という形で、可能であれば1回で終わらせたいという考え方でございます。
- ○田中部会長 どうぞ。
- ○川辺委員 すみません、確認させてください。

そうしますと、この(2)というのは、水産庁から参考人の方々にヒアリングをすると、 あるいは書面を出していただくと。何かそういう情報を集める、そういう段階だというこ とでよろしいですか。それで、(3)で議論をすると。そういう流れなんでしょうか。

- ○資源管理推進室長 参考人の方からのヒアリングは、この部会の場でもきちんとお話を お伺いするということでございます。ただ、御意見等々については、あらかじめ頂くよう にしておりますので、そういうのも受けて、水産庁としての考え方も併せてお示しをして、 その場で議論をするという進め方を考えてございます。
- ○田中部会長 よろしいですか。
- ○川辺委員 ありがとうございます。

そうすると、情報収集して、こちらの水産庁さんの方もお伝えしておいて、この(3) で、この検討会の部会で合意形成を図って、それでステークホルダー会議に臨むと、そう いう流れなんですね。何となく分かりました。

○田中部会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

なければ、私の方から。

「ステークホルダー会議で特に説明すべき重要事項」というのがあるんですけれども、まずは、これ新しいグループなんで、TAC管理がどんなものかというのがぴんときていないと思うんです。ですから、クロマグロでやっているような、そういうことをやるって分かりやすい説明がないと、多分、走った後で枠消化しちゃって、下さいみたいな、というのが噴出するんじゃないかという懸念があるんで、その辺よく説明しておいていただきたいなというのが1点。

もう1点は、これはなかなかどうするか難しい問題なんですが、TAC管理って枠の管理ですよね。そうすると、自主管理して禁漁していると。あるいは体長制限やっている。そうすると、もし自主的に獲らなかったら、その分獲れたはずなんだけれども、枠が多く来るはずなんだけれども、自主的にやっているんで、その分、実績配分だと損しちゃうわけですね、大分。そういうことに対するお考えはどうなるんでしょうかというのが質問です。そこは後で議論するということになるのかもわからないんですけれども。

○資源管理推進室長 配分の基準については、基本的には実績ベースということで、これまでのTAC魚種やっておりますけれども、それ以外にも勘案すべき事項というのは、I Qの配分であれば、漁業法施行規則の方にも勘案事項として規定してありまして、そういう中には、「採捕の実態」といったものも書かれております。

ということですので、これまで自主的にいろいろな取組をやられていた結果としての実績と、そうじゃない、獲り放題獲っている実績をどう扱うべきかというのは、そういうこれまでの取組の差というのを、どう勘案というか、考慮していくかというのは、魚種によっては大きな検討課題になるというふうに思っております。

○田中部会長 ありがとうございます。

あともう1点、事前に聞いておきたいのは、調整問題に発展しそうな事項。事前にそういうのに詳しい人を選定してほしいということです。

あとは、ここにあるカレイ類なんかそうなんですけれども、これ同じ底びき漁業がみんな獲っているわけですよね、きっと。そうすると、最初に山川委員がおっしゃられたような事項です。どこまで獲り分けができるのかという問題が次に出てきて、混獲・投棄って

多分避けられないと思うんです。これは真面目に――真面目にと言ったらなんだけれども、 やれば、数が増えれば増えるほど混獲・投棄は増えるんで、そうならない、それをすると 無駄になっちゃうんで、そうならないように、どこまで工夫ができるかという、そのアイ ディアも得られる形で回答というか、得られるといいなと思っているんですけれども。 その2点。

○資源管理推進室長 この紙の方には書いていませんけれども、もちろんTACを導入することによって調整問題に発展するというようなことで、なかなか問題が、議論が収束しないということについては望ましくないと思いますので、調整問題に発展しそうな話ということについてもあらかじめ意見を聞く、整理するような形を取りたいと思います。

また、底びきのように、複数の魚種一括で獲れるようなもの、混獲・投棄が増えるというようなことにならないような工夫、アイデアが必要だということで、こちら、「ロードマップ」を作ったときには、複数の、カレイ類ならカレイ類、浅い所にいるものと深い所にいるもの、みたいな形で魚種のグループでTAC設定するという考え方も検討は可能ですというような形での資料をお示ししていると思いますけれども、そういうやり方に限らず、どこまでの対応が可能なのか、その管理の柔軟性を与える工夫としてどういうことが可能なのかというのは、その魚種ごとの検討の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○田中部会長 ありがとうございました。 では、藤田部長。
- ○資源管理部長 ありがとうございます。漁業調整の関係につきましては、こういう資源 管理をすることによりまして真正面から向き合わないといけないというか、生じる調整問 題の話と、いろいろ現場でやっている調整問題と、恐らく分けて、ここで土俵に乗せて議 論した方がいいものと、そうでないものってあると思います。その点は我々の方でしっか り関係者の方に、ここまでは議論しましょう、あるいはできるだけこういうのは別のとこ ろで、当事者同士でやりましょうというのは仕分できるように努力をいたしたいと思いま す。

それと、あと確かに混獲といいますか、漁業の種類によります特徴につきましては、魚谷から申し上げましたように、おそらく結構魚種がどんどん、最初は例えばこの魚種だけといって単純にTAC管理を入れたときに、次の魚種のときに漁獲する時期が違うとか、

何かそういったときにうまく整合性が取れるのかどうかとか、何かそういった部分が出て くるんだろうと思います。そういったものも、可能であれば、一番最初に出てくる魚種の ときに具体性があるものを材料に議論をした方がいいんじゃないかというふうに私は思っ ています。

というのは、皆様方が底びきのことを思いながら、あるいは一部の西日本の小型底びき網のことを思いながらとか、定置網の西日本の話と何か北太平洋の定置網のことを思いながらというのでは、多分議論があまりうまくかみ合わない可能性があるので、具体的材料を持ちながら、それで1つ1つ可能性、どういうやり方があるのかというのを議論した方が、少しでも前進するんじゃないかというふうに思っておりますので、議論の中ではそういう御指摘をしっかり踏まえながら、ちゃんとそれを、議論を俎上に上げていくというんでしょうか、そういった運営を心掛けたいと思っております。

○田中部会長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特になければ、調査する内容についてはこの内容として、次の議題に移りたいと思います。

次は、参考人の選定方法及び推薦依頼について議論いたします。

事務局から議論の土台となる案の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料3-2を御覧ください。「参考人の選定方法及び推 薦依頼等について(案)」という資料でございます。

こちら、参考人の選任、選定の方法、あと意見表明を行う場合とございますけれども、 こちらについて整理をした紙でございます。

まず、1、参考人の選任とございます。「部会長は」とございまして、これは運営規則 第3条の書きぶりをそのまま持ってきたものでございますけれども、関係漁業者、専門的 知識を有する者を参考人として選任し、部会への出席を求めることができる、とございま す。

2として、この参考人の選定方法についてでございます。 (1) 参考人の選定方法でございますが、検討対象の水産資源毎に、当該資源に深い関わりを有する漁業関係者を中心として、当該資源の特性、採捕の実態等に専門的知見を有する者など最大10名程度選定するということでございまして、 (2)、 (3) で漁業関係者からの参考人の選定方法、あ

と漁業関係者以外からの参考人の選定方法と分けて書いてございます。

まず、漁業関係者からの参考人の選定方法でございますが、これは部会長からの依頼状――これは後ほど説明します。次のページにございますけれども――依頼状に基づいて漁業関係団体、都道府県の方からの推薦を受けて、これを踏まえて選定をするという形でございます。

(3) の漁業関係者以外からの参考人の選定方法でございます。こちらにつきましても、部会長からの依頼状に基づく推薦、漁業関係団体、都道府県からの推薦というのもあるんですけれども、それ以外に、学識経験者を基本として、水産庁からの推薦を踏まえて選定をするということでございまして、その下のなお書き。この場合において、検討対象の水産資源等に応じて、漁業経済・地域経済、あるいは漁具・漁法、生態などの各分野1名を参考人に加えることができるものとする、と書いてございます。

以上が参考人の選定方法についてでございまして、続きまして3ポツとして、意見表明を行う場合ということがございます。こちらについても、部会長からの依頼状に基づいて、漁業関係団体、あるいは都道府県から意見表明を行いたいという方がいますよという報告があった場合に、適当と認める者に対して、部会での意見表明を認めることとすると。こちらは、運営規則の第4条を受けたものでございます。

参考人と、この意見表明を行う方の違いでございますけれども、位置付け的には、参考人というのは部会の方で是非御意見を伺いたいという方ということでございますし、意見表明の方は、それ以外の方で、この資源の管理について是非こういう意見を言いたいという方がいらっしゃれば、それを受けるという形でございます。

実態としては、意見表明の方については、書面での表明というのを基本として考えております。こちら、参考人を最大10名としておりますが、各資源10名となるとかなりの数になります。そういった中で、それにプラスしてというのは、実態としてはなかなか難しかろうと思っております。参考人の方が少なければ出ていただいてというのもあり得るのかもしれませんけれども、実態としての想定としては、参考人の方には出ていただいてヒアリングをするということですし、意見表明については書面で提出いただくという形を考えてございます。

続きまして3ページ目、左肩に(別紙:案)と書いてございます。こちらは、部会長から漁業関係団体の長、あと都道府県知事宛てに出す参考人の推薦等の依頼についてということの依頼状の案でございます。

3パラ目までについては、この部会の経緯、背景について御説明しておりまして、4段落目の方で、参考人としてこの部会で御議論いただける方の推薦を依頼しますとございます。

その次のパラグラフで、意見表明を行いたい旨の申出があった場合には報告していただきますよということが書いてございます。

次のパラです。参考人の推薦、意見表明の報告については、資源ごとに、先ほど申し上 げましたように、資源評価結果が公表される四半期の前の四半期の末日までということで、 それぞれ締切りを切らせていただいて、推薦状等を提出いただくという形で考えておりま す。

その下、なお書きとして、参考人は最大10名を選定することとしているということで、 推薦者が多数の場合にはそれに沿えない場合があるということを明記しているところでご ざいます。

次のページ、別紙様式1とございます。こちらが参考人の推薦を都道府県、あるいは漁 業関係団体から出していただく際の様式でございまして、どの資源を対象とした参考人か ということと、その参考人の候補者のお名前ですとか略歴等。

それで、3ポツとして、参考人の選定に当たって参考となる情報ということで、この候補者の方と対象資源との関わり、あるいは候補者が重要と考える課題・論点について書いていただくと。ここの記載内容を見て、参考人を絞り込む必要がある場合には、これを基に選定をするということでございます。

特に(2)の方については、注書きで、この記載内容については、文書にて部会に提示する可能性があります、と書いてございますけれども、こちら、仮に参考人に選ばれなかったという場合についても、ここに書いていただいた課題なり論点については、文書で、部会の方にお示しをするという考え方でこの注書きを付けているところでございます。

あと4、推薦理由、あと5として推薦する機関の連絡窓口を書いていただくというものです。

続きまして、5ページ、別紙様式2でございますが、こちらは意見表明の申出があった場合の報告ということで、こちらについても基本的には同じような形でございますけれども、やはり3として参考となる情報ということで、資源との関わりですとか、表明したい意見の概要を書いていただくという形でございます。

最後のページ、6ページでございますけれども、こちらについて資源ごとの公表時期に

合わせて、参考人推薦等の期限を公表時期の前の四半期の末日で切っておりますということで、それぞれの期限に従って推薦、あるいは報告を行っていただくという考え方でございます。

御説明は以上でございます。

○田中部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見がございましたら、発言をよろしくお願いいたします。

川辺委員どうぞ。

○川辺委員 御説明ありがとうございます。

参考人の選定方法なんですけれども、この別紙の様式1、様式2の依頼文を出して、その中から最大10人を選ぶ。10名以上来た場合の選び方というのは、それはどなたが、部会長が選ばれるんでしょうか。

○資源管理推進室長 規定上は「部会長は」となっておりますけれども、こちら出していただいた推薦状の記載内容ですね。特に3の参考となる情報でどういう課題、論点を問題にしているかというところを見ていただいて、それで選んでいただくということを考えております。

挙げられている課題、論点が特に同じであれば、同じ内容を複数人から聞くということには、おそらくならないんだと思いますので、そういった中でどの方が適切かということを委員の先生方でお決めいただくということになると考えております。

- ○田中部会長 ということで。
- ○川辺委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○田中部会長 まあ、沿岸・沖合はそれぞれ1は最低いるんだろうなと思っていますけれ ども。

ほかによろしいでしょうか。

では特になければ、参考人の選定方法、推薦依頼については、このままということで進めたいと思います。

大分早いけれども、最後に「その他」の事項ですが、水産庁から連絡があるということですので、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 本日午後に開催されます資源管理分科会におきまして、先月公表されましたカタクチイワシ等の資源評価結果の一部について御報告をさせていただくことと

なっております。これらについて、「今後のスケジュール」の議題の際にお話しさせていただきましたとおり、将来予測を含めた資源評価結果が公表された後、この部会で御議論いただくこととなりますので、その際にはよろしくお願いいたします。

以上、御連絡させていただきます。

○田中部会長 ただいまの連絡以外には特段案件はないと聞いておりますが、委員の皆様 から何か御質問、御意見ございましたら、発言をよろしくお願いいたします。

よろしいですか。では特になければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をよ ろしくお願いします。

- ○資源管理推進室長 次回の資源管理手法検討部会でございますけれども、カタクチイワシとウルメイワシの資源評価結果が公表された後に開催をお願いしたいと考えております。 具体的な日程につきましては、参考人等の選定を踏まえ、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○田中部会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

今日議論させていただいたことは、この後、午後の資源管理分科会で私の方から簡単に 御報告させていただきますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、これをもちまして本日の資源管理手法検討部会を終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。